

事務連絡
令和7年12月5日

区長各位

永平寺町 福祉保健課長
(公印省略)

一人暮らし高齢者世帯等の屋根雪下ろし支援について

晩秋の候 区長各位におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申しあげます。さて、本年も屋根の雪下ろし等が心配される時期となってまいりました。今後の降積雪によって屋根雪下ろし等が必要となった場合、一人暮らし高齢者世帯等からご相談がありました際は、各地区民生児童委員と協議の上、ご対応いただきますようお願い申しあげます。

なお、町では個人が業者に屋根雪下ろしを依頼した場合や、区民の方の支援により実施した場合、経費の一部を助成しております。※基準有

自治会内において除雪を支援された場合、自治会からの申請もできます。区長名で別紙申請書及び添付書類を福祉保健課へ提出してください。申請書類については、新区長にも引継ぎをお願いします。またホームページからもダウンロードできます。

- ※ 町内業者などへも除雪の協力依頼をしておりますが、かかる経費等については、本人と業者が合意・確認のうえ、依頼するようにご指導ください。
- ※ 添付の書類は区で申請される場合の申請書となります。個人が申請を行なう際の申請書については民生委員児童委員にお渡しする予定です。

永平寺町松岡春日1-4
永平寺町福祉保健課：神谷・桐林
TEL 61-3920 FAX 61-3464

永平寺町雪下ろし支援事業について

「雪下ろし支援事業」は、一人暮らし高齢者世帯または高齢者のみの世帯で、自力で屋根の除雪が困難な世帯を地域で支える支援体制を整備することにより、高齢者の安全の確保と安心感を与えるとともに、一人暮らし高齢者世帯等に対する福祉意識の高揚を図ることを目的とするものです。大雪などにより屋根の雪下ろしを行った場合、「雪下ろし支援金」を受けることができます。

<対象者>

1から4のすべてに該当し、かつ5の（ア）～（オ）のいずれかに該当する世帯

1. 永平寺町に住所を有する
2. 自力で住宅の屋根雪下ろしが困難
3. 町民税非課税世帯
4. 永平寺町内及び近隣市町に子や親族（高齢者や障がい者の場合を除く）がいない
5. （ア）65歳以上の一人暮らし高齢者世帯
 - （イ）65歳以上の高齢者夫婦世帯
 - （ウ）夫婦2人暮らしでどちらかが70歳以上の世帯
 - （エ）一人暮らしの身体障害者世帯
- （オ）（ア）～（エ）に準じ、特に必要と認められる世帯

<補助金額>

除雪に要した金額と次に掲げる基準額とを比較して少ない金額を補助します。

ただし、除雪に係る補助は1冬期間につき2回が限度です。

補助基準額 1世帯あたり1回につき、上限1万1千円まで

玄関前の雪かきは助成の対象外です。

<申請方法>

個人で申請される方は以下の申請書を福祉保健課へ提出してください。

- ・様式第1号 雪下ろし支援金交付申請書（個人申請用）
- ・領収書（実施日の記載があるもの又は実施日がわかる書類を添付）
- ・振込先通帳

区で雪下ろしを行なった場合は以下の書類を区長から福祉保健課に提出してください。

- ・様式第2号 雪下ろし支援金交付申請書（区申請用）
- ・別紙1 除雪実施結果
- ・別紙2 除雪経費支出内訳
- ・領収書（除雪にかかった経費分）
- ・振込先通帳

<申請期間>

令和7年3月6日（金）まで

<問い合わせ先> 福祉保健課 電話61-3920

除雪実施結果

区名

代表者名

対象者名	住所	除雪日	除雪援助者数
		令和 年 月 日	人
		令和 年 月 日	人
		令和 年 月 日	人
		令和 年 月 日	人
		令和 年 月 日	人
		令和 年 月 日	人
		令和 年 月 日	人
		令和 年 月 日	人
		令和 年 月 日	人
		令和 年 月 日	人
		令和 年 月 日	人
		令和 年 月 日	人
		令和 年 月 日	人
		令和 年 月 日	人

除雪経費支出内訳

区名

代表者名

費目 (賃金、飲み物代等)	金額	内訳 (雪下ろし手間代、その他必要物資等)
	円	